伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

令和２年１２月

四国電力株式会社

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更について

伊方発電所原子炉施設保安規定（以下，「保安規定」という。）を以下のとおり変更する。

１　組織変更に伴う変更

伊方発電所２号炉が廃止措置計画の認可を受け，伊方発電所３号炉一基の運転となったことから，定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理業務を実施する組織ならびに原子炉施設の系統管理業務を実施する組織をそれぞれ統合することとし，関連する保安規定条文の変更を行う。

（変更する条文）

・第４条（保安に関する組織）
・第５条（保安に関する職務）
・第７条（伊方発電所安全運営委員会）
・第12条の２（運転管理業務）
・第204条（保安に関する組織）
・第205条（保安に関する職務）
・第207条（伊方発電所安全運営委員会）
・第212条の２（運転管理業務）

目　　次

資料１　　伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
「組織変更に伴う変更」

TS(74)-01　保安規定審査基準の要求事項と保安規定各条文との対応について

TS(74)-02　設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

資料１

伊方発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請について

「組織変更に伴う変更」

令和2年12月8日
四国電力株式会社

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について（1／9）

申請案件

伊方発電所2号炉が廃止措置計画の認可を受け，伊方発電所3号炉一基の運転となったことから，業務体制を見直し伊方発電所における組織変更を行うため，伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請を実施した。（申請実績 令和2年11月13日 申請）

申請概要

伊方発電所における組織変更として，定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理業務を実施する組織ならびに原子炉施設の系統管理業務を実施する組織をそれぞれ統合することとし，関連する保安規定条文の変更を行う。

↓

【保安規定変更箇所】
○組織変更に伴う変更
- 第4条，第204条（保安に関する組織）
- 第5条，第205条（保安に関する職務）
- 第7条，第207条（伊方発電所安全運営委員会）
- 第12条の2，第212条の2（運転管理業務）

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について（2／9）

1．組織変更に伴う変更

　個別業務を定める保安規定第4章（運転管理），第5章（燃料管理），第6章（放射性廃棄物管理），第7章（放射線管理），第8章（施設管理），第9章（非常時の措置）の実施項目に変更はなく，<u>**変更後組織の業務は変更前組織の必要な業務を網羅する。**</u>

変更比較表（第4条（保安に関する組織）　図4　抜粋）

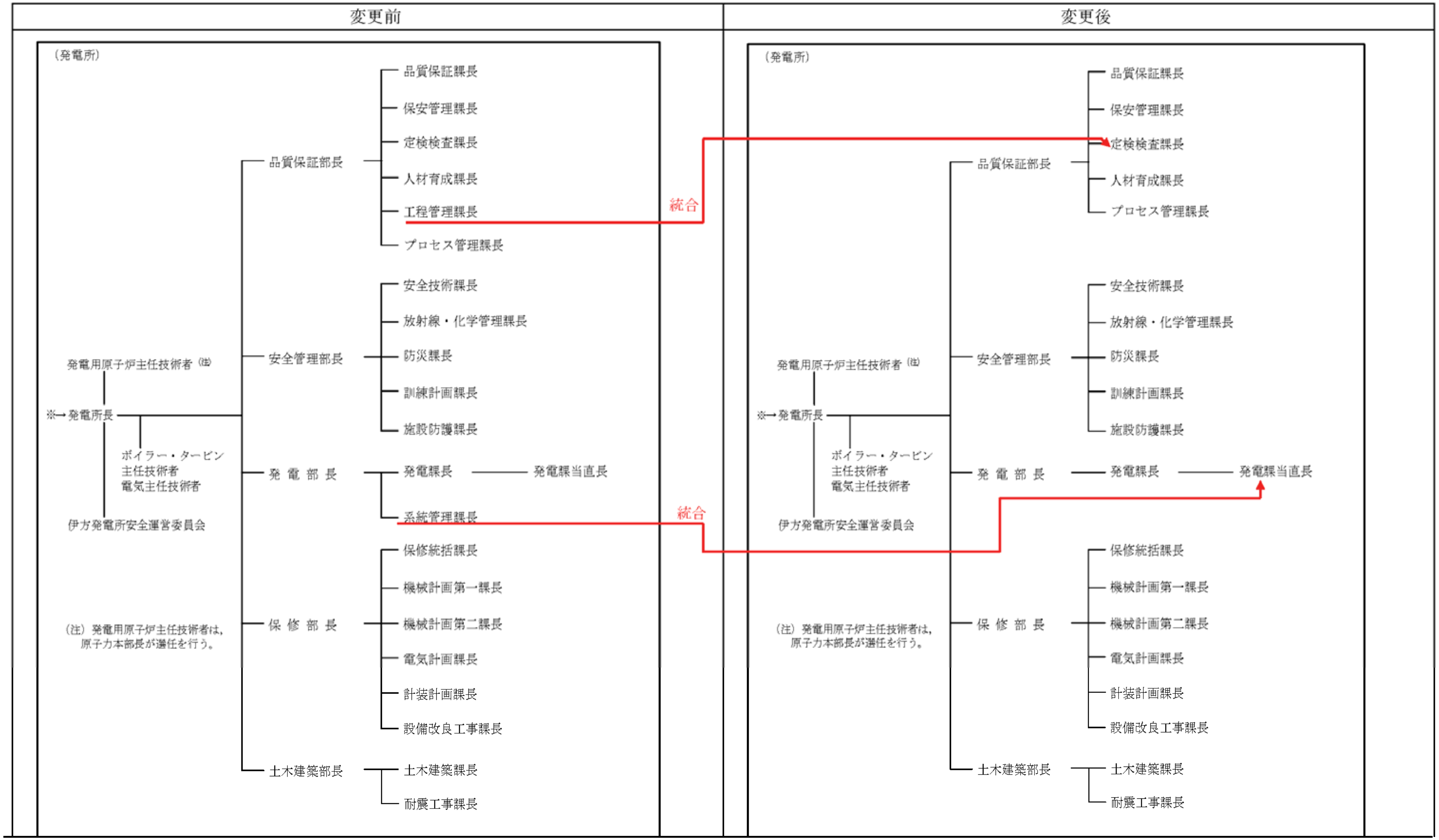

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について（3／9）

変更比較表（第204条（保安に関する組織） 図204 抜粋）

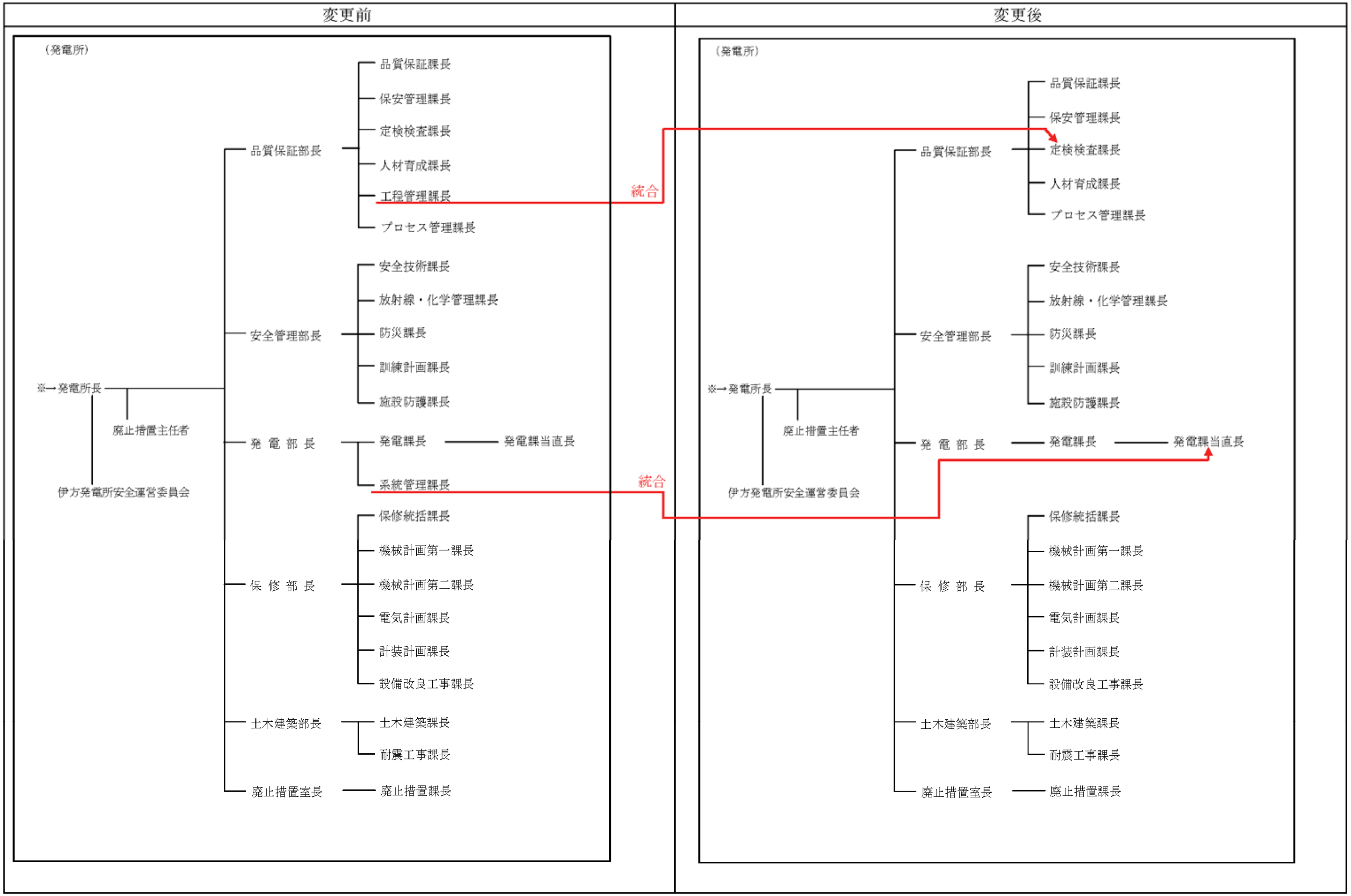

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について（4／9）

（1） 工程管理課の定検検査課への統合

○これまで工程管理課は，運転・定検期間中の工程管理業務全般および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理を実施し，定検検査課は定期事業者検査の検査に係る工程管理業務（以下，「検査工程管理業務」という。）を実施している。

○定検検査課で実施している検査工程管理業務は，工程管理課で実施している運転・定検期間中の工程管理業務の一環である。

○定検検査課に工程管理課の工程管理業務を統合することにより，定期事業者検査時の工程管理業務を一元化することができ，かつ原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に係る業務を統合することより，工程管理業務全体を網羅した総合的な管理ができる。

<table>
<tr><th colspan="2">変更前</th><th colspan="2">変更後</th></tr>
<tr><th>業務内容</th><th>人数</th><th>業務内容</th><th>人数</th></tr>
<tr><td><定検検査課が所掌する業務内容>
【保安規定に規定する業務内容】
・定期事業者検査に関する業務

（具体的な業務内容）
・検査担当者等教育の実施
・検査要領書・検査手順作成
・検査準備・検査の実施（不適合管理含む）
・検査責任者，検査の合否判定およびリリース
・検査に係る工程管理</td><td>４名</td><td rowspan="2"><定検検査課が所掌する業務内容>
【保安規定に規定する業務内容】
・定期事業者検査に関する業務
ならびに
定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理

（具体的な業務内容）
・検査担当者等教育の実施
・検査要領書・検査手順作成
・検査準備・検査の実施（不適合管理含む）
・検査責任者，検査の合否判定およびリリース
・検査に係る工程管理
・定検準備会議の開催，定検基本工程の作成
・各種工程調整会議
・廃止措置点検の工程管理
・大型工事の工程管理</td><td rowspan="2">７名（予定）</td></tr>
<tr><td><工程管理課が所掌する業務内容>
【保安規定に規定する業務内容】
・定期事業者検査における工程管理
・原子炉施設の保修，改造作業における工程管理

（具体的な業務内容）
・定検準備会議の開催，定検基本工程の作成
・各種工程調整会議
・廃止措置点検の工程管理
・大型工事の工程管理</td><td>３名</td></tr>
</table>

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について（5／9）

変更比較表　第1編（抜粋）

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第５条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 （中略） 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　工程管理課長は，定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 （以下，省略）	（保安に関する職務） 第５条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 （中略） 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 （統合） （以下，省略）	組織変更に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更比較表　第2編（抜粋）

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第205条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 （中略） 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　工程管理課長は，定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 （以下，省略）	（保安に関する職務） 第205条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 （中略） 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 （統合） （以下，省略）	組織変更に伴う変更

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について（6／9）

（2）系統管理課の発電当直への統合

〇系統管理業務は，これまで発電課当直においても通常業務の一部として実施しており，組織変更後は全ての系統管理業務を発電課当直が所管する。

〇3号機発電課当直に系統管理業務を統合することにより，3号機の運転・停止に伴い変化する系統状態を一元的に管理することができ，より確実に3号機の系統管理業務を遂行することができる。

〇1，2号機発電課当直に系統管理業務を統合することにより，1，2号機の廃止措置に伴い変化する系統状態を一元的に管理することができ，より着実に廃止措置管理業務を遂行することができる。

<table>
<tr><th colspan="2">変更前</th><th colspan="2">変更後</th></tr>
<tr><th>業務内容</th><th>人数</th><th>業務内容</th><th>人数</th></tr>
<tr><td>＜発電課当直が所掌する業務内容＞
【保安規定に規定する業務内容】
・原子炉施設の運転に関する当直業務

（具体的な業務内容）
・通常時，故障・事故時および定検時運転操作
・定期点検，巡視点検などの運転監視
・夜間，緊急時等の作業に伴う隔離・復旧の検討，許可，作業の実施
・定検作業以外の隔離・復旧の検討，許可，作業の実施
・特定重大事故等対処施設の運用開始に向けての業務（３号機当直予定）</td><td>【1，2号】
15名
【3号】
60名</td><td rowspan="2">＜発電課当直長が所掌する業務内容＞
【保安規定に規定する業務内容】
・原子炉施設の運転に関する当直業務

（具体的な業務内容）
・通常時，故障・事故時および定検時運転操作
・定期点検，巡視点検などの運転監視
・夜間，緊急時等の作業に伴う隔離・復旧の検討，許可，作業の実施

・定検に伴う隔離工程，区分図作成
・定検に伴う隔離・復旧の検討，作業の実施
・定検に伴う隔離・復旧・作業等の許可
・定検作業以外の隔離・復旧の検討，許可，作業の実施

・特定重大事故等対処施設の運用開始に向けての業務（３号機当直予定）</td><td rowspan="2">【1，2号】
15名（予定）
【3号】
72名（予定）</td></tr>
<tr><td>＜系統管理課が所掌する業務内容＞
【保安規定に規定する業務内容】
・原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）

（具体的な業務内容）
・定検に伴う隔離工程，区分図作成
・定検に伴う隔離・復旧の検討，作業の実施
・定検に伴う隔離・復旧・作業等の許可
・定検作業以外の隔離・復旧の検討，許可，作業の実施（当直が実施する業務を除く）</td><td>10名</td></tr>
</table>

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(7／9)

変更比較表　第1編(抜粋)

変更前	変更後	備考
(保安に関する職務) 第５条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 (中略) 26　発電課当直長（以下「当直長」という。）は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り３号炉の当直長をいう。 27　系統管理課長は，原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。 (以下，省略)	**(保安に関する職務)** 第５条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 (中略) 25　発電課当直長（以下「当直長」という。）は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り３号炉の当直長をいう。 (統合) (以下，省略)	組織変更に伴う変更

変更前	変更後	備考
(運転管理業務) 第12条の２　各課長は，運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに，事故等を安全に収束させるため，運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (中略) (2)　当直長または系統管理課長は，原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転操作（系統管理を含む）を実施する。 (3)　当直長または系統管理課長は，関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は，(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また，関係各課長は，当直長または系統管理課長から引渡された系統に対して，必要な作業を行う。 (以下，省略)	**(運転管理業務)** 第12条の２　各課長は，運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに，事故等を安全に収束させるため，運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (中略) (2)　当直長は，原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転操作（系統管理を含む）を実施する。 (3)　当直長は，関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は，(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また，関係各課長は，当直長から引渡された系統に対して，必要な作業を行う。 (以下，省略)	組織変更に伴う変更 (以下，本頁において同じ)

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について（8／9）

変更比較表　第2編（抜粋）

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第205条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 （中略） 26　当直長は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り１号炉および２号炉の当直長をいう。 27　系統管理課長は，原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。 （以下，省略）	（保安に関する職務） 第205条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 （中略） 25　当直長は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り１号炉および２号炉の当直長をいう。 （統合） （以下，省略）	組織変更に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（運転管理業務） 第212条の２　各課長は，廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに，事故等を安全に収束させるため，運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 （中略） (2) 当直長または系統管理課長は，原子炉施設の運転操作（系統管理を含む）を実施する。 (3) 当直長または系統管理課長は，関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は，(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また，関係各課長は，当直長または系統管理課長から引渡された系統に対して，必要な作業を行う。 （以下，省略）	（運転管理業務） 第212条の２　各課長は，廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに，事故等を安全に収束させるため，運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 （中略） (2) 当直長は，原子炉施設の運転操作（系統管理を含む）を実施する。 (3) 当直長は，関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は，(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また，関係各課長は，当直長から引渡された系統に対して，必要な作業を行う。 （以下，省略）	組織変更に伴う変更（以下，本頁において同じ）

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について（9／9）

3. その他の変更

〇第5条，第205条の変更に伴い，第7条，第207条を変更する。

変更比較表　第1編（抜粋）

変更前	変更後	備考
（伊方発電所安全運営委員会） 第７条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 （中略） ３　所長を委員長とする。 ４　運営委員会は，委員長，原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者，第５条第11項から第37項（第26項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。 （以下，省略）	（伊方発電所安全運営委員会） 第７条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 （中略） ３　所長を委員長とする。 ４　運営委員会は，委員長，原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者，第５条第11項から第35項（第25項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。 （以下，省略）	組織変更に伴う変更に伴う変更

変更比較表　第2編（抜粋）

変更前	変更後	備考
（伊方発電所安全運営委員会） 第207条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 （中略） ３　所長を委員長とする。 ４　運営委員会は，委員長，廃止措置主任者，第205条第11項から第39項（第26項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。 （以下，省略）	（伊方発電所安全運営委員会） 第207条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 （中略） ３　所長を委員長とする。 ４　運営委員会は，委員長，廃止措置主任者，第205条第11項から第37項（第25項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。 （以下，省略）	組織変更に伴う変更

4. 施行時期

この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。
（令和3年3月1日を予定）

伊方発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS(74)-01 (r0)
提出年月日	令和２年12月８日

伊方発電所
保安規定審査基準の要求事項と
保安規定各条文との対応について

令和２年１２月

四国電力株式会社

目　　次

1　保安規定審査基準の要求事項と保安規定各条文との対応

1．保安規定審査基準の要求事項と保安規定各条文との対応

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という。）ならびに「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（以下、「保安規定審査基準」という。）の要求事項に対する、保安規定各条文の対応を示す。

伊方発電所原子炉施設保安規定変更の概要（第１編）

保安規定審査基準 （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
実用炉規則第 92 条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および保安規定の遵守		
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。				
実用炉規則第 92 条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号－2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画		
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。				
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。				
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。				
実用炉規則第 92 条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織		
		第5条	保安に関する職務		
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	有	組織変更に伴う変更
		第5条	保安に関する職務	有	組織変更に伴う変更
実用炉規則第 92 条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任		
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 26 第 2 項において準用する第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含	第6条	原子力発電安全委員会		
		第7条	伊方発電所安全運営委員会	有	組織変更に伴う変更

保安規定審査基準 （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
	む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。織上の位置付けがなされていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任		
		第9条	原子炉主任技術者の職務等		
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第8条	原子炉主任技術者の選任		
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任		
		第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等		
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の職務等		
		第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等		
実用炉規則第 92 条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第 130 条	所員への保安教育		
		第 131 条	協力会社従業員への保安教育		
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 130 条	所員への保安教育		
		第 131 条	協力会社従業員への保安教育		
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 130 条	所員への保安教育		
		第 131 条	協力会社従業員への保安教育		
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 131 条	協力会社従業員への保安教育		
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 130 条	所員への保安教育		
		第 131 条	協力会社従業員への保安教育		
実用炉規則第 92 条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確		第 11 条	構成および定義		
		第 18 条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理		

保安規定審査基準 （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第 12 条	運転員等の確保		
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第 14 条	運転管理に関する内規の作成		
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 15 条	引継		
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第 16 条	原子炉起動前の確認事項		
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第 17 条	火災発生時の体制の整備		
		第 17 条の2	内部溢水発生時の体制の整備		
		第 17 条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備		
		第 17 条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備		
		第 17 条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備		
		第 17 条の4	資機材等の整備		
		第 17 条の5	重大事故等発生時の体制の整備		
		添付2	火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準		
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第 18 条	水質管理		
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第 19 条	停止余裕		
		第 20 条	臨界ボロン濃度		
		第 21 条	減速材温度係数		
		第 22 条	制御棒動作機能		
		第 23 条	制御棒の挿入限界		
		第 24 条	制御棒位置指示		
		第 25 条	炉物理検査－モード1－		
		第 26 条	炉物理検査－モード2－		
		第 27 条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）		
		第 28 条	原子炉熱出力		
		第 29 条	熱流束熱水路係数（$F_Q(Z)$）		
		第 30 条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（$F^{N}_{\triangle H}$）		
		第 31 条	軸方向中性子束出力偏差		
		第 32 条	1/4 炉心出力偏差		
		第 33 条	計測および制御設備		
		第 34 条	DNB 比		
		第 35 条	1 次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率		
		第 36 条	1 次冷却系 －モード3－		
		第 37 条	1 次冷却系 －モード4－		
		第 38 条	1 次冷却系 －モード5（1 次冷却系満水）－		
		第 39 条	1 次冷却系 －モード5（1 次冷却系非満水）－		

保安規定審査基準 （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
		第 40 条	1 次冷却系 －モード6（キャビティ高水位）－		
		第 41 条	1 次冷却系 －モード6（キャビティ低水位）－		
		第 42 条	加圧器		
		第 43 条	加圧器安全弁		
		第 44 条	加圧器逃がし弁		
		第 45 条	低温過加圧防護		
		第 46 条	1 次冷却材漏えい率		
		第 47 条	蒸気発生器細管漏えい監視		
		第 48 条	余熱除去系への漏えい監視		
		第 49 条	1 次冷却材中のよう素131 濃度		
		第 50 条	蓄圧タンク		
		第 51 条	非常用炉心冷却系 －モード1，2および3－		
		第 52 条	非常用炉心冷却系 －モード4－		
		第 53 条	燃料取替用水タンク		
		第 54 条	ほう酸注入タンク		
		第 55 条	原子炉格納容器		
		第 56 条	原子炉格納容器真空逃がし系		
		第 57 条	原子炉格納容器スプレイ系		
		第 58 条	アニュラス空気浄化系		
		第 59 条	アニュラス		
		第 60 条	主蒸気安全弁		
		第 61 条	主蒸気隔離弁		
		第 62 条	主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁		
		第 63 条	主蒸気逃がし弁		
		第 64 条	補助給水系		
		第 65 条	補助給水タンク		
		第 66 条	原子炉補機冷却水系		
		第 67 条	原子炉補機冷却海水系		
		第 68 条	制御用空気系		
		第 69 条	中央制御室非常用循環系		
		第 70 条	安全補機室空気浄化系		
		第 71 条	燃料取扱建屋空気浄化系		
		第 72 条	外部電源		
		第 73 条	ディーゼル発電機 －モード1，2，3および4－		
		第 74 条	ディーゼル発電機 －モード5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間－		
		第 75 条	ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気		
		第 76 条	非常用直流電源 －モード1，2，3および4－		
		第 77 条	非常用直流電源 －モード5，6および照射済燃料移動中－		
		第 78 条	所内非常用母線 －モード1，2，3および4－		
		第 79 条	所内非常用母線 －モ		

保安規定審査基準 （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
			ード5，6および照射済燃料移動中－		
		第 80 条	1 次冷却材中のほう素濃度 －モード6－		
		第 81 条	原子炉キャビティ水位		
		第 82 条	原子炉格納容器貫通部－モード5および6－		
		第 83 条	使用済燃料ピットの水位および水温		
		第 84 条	重大事故等対処設備		
		第 85 条	1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施		
		第 85 条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施		
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第 86 条	運転上の制限の確認		
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 87 条	運転上の制限を満足しない場合		
	10. LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 89 条	運転上の制限に関する記録		
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 12 条の 2	運転管理業務	有	組織変更に伴う変更。
		第 90 条	異常時の基本的な対応		
		第 91 条	異常時の措置		
		第 92 条	異常収束後の措置		
		添付1	異常時の運転操作基準（第 91 条関連）		
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（ＰＲＡ：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 88 条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合		
実用炉規則第 92 条第1項第8号ニ 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 11 条の2	原子炉の運転期間		
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 96 条	燃料の取替等		
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。		〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。		〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕		
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。		〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕		
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。		〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕		
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。		〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕		
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。		〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕		
実用炉規則第92条第1項第8号ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会		
		第7条	伊方発電所安全運営委員会		
実用炉規則第92条第1項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第104条	管理区域の設定・解除		
		添付4	管理区域図(第104条および第105条関連)		
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第105条	管理区域内における区域区分		
		添付4	管理区域図(第104条および第105条関連)		
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第106条	管理区域内における特別措置		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 107 条	管理区域への出入管理		
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 107 条	管理区域への出入管理		
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 108 条	管理区域出入者の遵守事項		
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 115 条	管理区域外等への搬出および運搬		
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 109 条	保全区域		
		添付5	保全区域図(第 109 条関連)		
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 110 条	周辺監視区域		
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 117 条	協力会社の放射線防護		
		第 118 条	頻度の定義		
実用炉規則第 92 条第1項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 100 条	放射性液体廃棄物の管理		
		第 101 条	放射性気体廃棄物の管理		
		第 102 条	放出管理用計測器の管理		
		第 119 条	施設管理計画		
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。		〔1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし〕		
実用炉規則第 92 条第1項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第 111 条	線量の評価		
	2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonablyachievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 2 条	基本方針		
		第 103 条の2	放射線管理に係る基本方針		
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 112 条	床・壁等の除染		
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 113 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定		
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 115 条	管理区域外等への搬出および運搬		

保安規定審査基準 （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 115 条	管理区域外等への搬出および運搬		
		第 116 条	発電所外への運搬		
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕		
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA－111a－08－1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 99 条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理		
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 112 条	床・壁等の除染		
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
実用炉規則第 92 条第1項第 12 号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第 84 条	重大事故等対処設備 表 84-18　監視測定設備		
		第 114 条	放射線計測器類の管理		
		第 119 条	施設管理計画		
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		〔1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし〕		
実用炉規則第 92 条第1項第 13 号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第 93 条	新燃料の運搬		
		第 94 条	新燃料の貯蔵		
		第 97 条	使用済燃料の貯蔵		
		第 97 条の2	使用済燃料ピットの管理		
		第 98 条	使用済燃料の運搬		
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 93 条	新燃料の運搬		
		第 98 条	使用済燃料の運搬		
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 96 条	燃料の取替等		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
実用炉規則第 92 条第1項第 14 号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 99 条	放射性固体廃棄物の管理		
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第 99 条	放射性固体廃棄物の管理		
		第 99 条の4	輸入廃棄物の確認		
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 99 条	放射性固体廃棄物の管理		
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 100 条	放射性液体廃棄物の管理		
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 101 条	放射性気体廃棄物の管理		
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第 113 条の2	平常時の環境放射線モニタリング		
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針		
		第 98 条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針		
		第 99 条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認		
		第 103 条	頻度の定義		
実用炉規則第 92 条第1項第 15 号 【非常の場合に講ずべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 120 条	原子力防災組織		
		第 121 条	原子力防災要員		
		第 122 条	原子力防災資機材等の整備		
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 122 条	原子力防災資機材等の整備		
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 123 条	通報経路		
		第 125 条	通報		
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 120 条	原子力防災組織		
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 126 条	非常体制の発令		
		第 127 条	応急措置		
		第 128 条	緊急時における活動		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1)緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2)緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3)実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 121 条の2	緊急作業従事者の選定		
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 128 条の2	緊急作業従事者の線量管理等		
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 129 条	非常体制の解除		
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 124 条	原子力防災訓練		
実用炉規則第 92 条第1項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1)発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含 めること。	第 17 条	火災発生時の体制の整備		
		第 17 条の2	内部溢水発生時の体制の整備		
		第 17 条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備		
		第 17 条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備		
		第 17 条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備		
		第 17 条の5	重大事故等発生時の体制の整備		
		第 17 条の6	大規模損壊発生時の体制の整備		
		添付2	火災, 内部溢水, 火山現象(降灰), 自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準		
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第 17 条	火災発生時の体制の整備		
		添付2	火災、内部溢水, 火山現象(降灰), 自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準		
	ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第 17 条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備		
		添付2	火災、内部溢水, 火山現象(降灰), 自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準		
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の	第 17 条の5	重大事故等発生時の体制の整備		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。	第 17 条の6	大規模損壊発生時の体制の整備		
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
	(2)(1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	—	〔以下参照〕		
	イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循 環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし 装置による手順に優先して実施することが定められていると ともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状 況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用すること が定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。)については記載を要しない。	—	〔特定重大事故等対処施設に係る審査基準改正(R1.10.2)であり、経過措置により、現時点で保安規定に記載なし〕		
	ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	—	〔特定重大事故等対処施設に係る審査基準改正(R1.10.2)であり、経過措置により、現時点で保安規定に記載なし〕		
	(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	〔(1)に同じ〕	〔(1)に同じ〕		
	(4) 必要な機能を維持するための活動を行うた	第 17 条	火災発生時の体制の整備		

保安規定審査基準 （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
	めに必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照 明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けるこ と。	第 17 条の2	内部溢水発生時の体制の整備		
		第 17 条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備		
		第 17 条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備		
		第 17 条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備		
		第 17 条の4	資機材等の整備		
		第 17 条の5	重大事故等発生時の体制の整備		
		第 17 条の6	大規模損壊発生時の体制の整備		
		添付2	火災、内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準		
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
	（5） その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	〔(1),(4)に同じ〕	〔(1),(4)に同じ〕		
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	―	〔特定重大事故等対処施設に係る審査基準改正(R1.10.2)であり、経過措置により、現時点で保安規定に記載なし〕		
実用炉規則第 92 条第1項第 17 号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 132 条	記録		
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。				
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 9 条	原子炉主任技術者の職務等		
		第 133 条	報告		
	4. 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 133 条	報告		
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 133 条	報告		
実用炉規則第 92 条第1項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号－7（令和元年12月25 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第 13 条	巡視点検		
		第 119 条	施設管理計画		

保安規定審査基準 （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第 119 条の4	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針		
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付6	長期施設管理方針（第 119 条の3関連）		
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。		〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕		
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。		〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕		
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 119 条の2	使用前事業者検査の実施		
		第 119 条の3	定期事業者検査の実施		
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 95 条	燃料の検査		
実用炉規則第 92 条第1項第 19 号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 119 条	施設管理計画		
実用炉規則第 92 条第1項第 20 号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画		
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。				
実用炉規則第 92 条第1項第 21 号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的		
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。				

伊方発電所原子炉施設保安規定変更の概要（第２編）

保安規定審査基準 （H25.11.27 制定，R1.12.25 改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1） 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 202 条の2	関係法令および保安規定の遵守		
	2） 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。				
実用炉規則第92条第3項第2号 【品質マネジメントシステム】	1） 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号－2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第 203 条	品質マネジメントシステム計画		
	2） 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。				
実用炉規則第92条第3項第3号 【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第 203 条	品質マネジメントシステム計画		
実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置を行う者の職務及び組織】	1） 本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 204 条	保安に関する組織	有	組織変更に伴う変更
		第 205 条	保安に関する職務	有	組織変更に伴う変更
	2） 会議体に関すること 会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。	第 206 条	原子力発電安全委員会		
		第 207 条	伊方発電所安全運営委員会	有	組織変更に伴う変更

<table>
<tr><th colspan="2">保安規定審査基準
（H25.11.27 制定, R1.12.25 改正）</th><th colspan="2">保安規定条文</th><th>変更有無</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">2） 廃止措置主任者の選任に関すること
　廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。
ⅰ．廃止措置主任者の選任及び配置に関すること
　廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。
ⅱ．廃止措置主任者の職務に関すること
a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。
b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。
c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。
g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。
ⅲ．廃止措置主任者の意見等の尊重
a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。
b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。
ⅳ．廃止措置主任者を補佐する組織
　廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。
　この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。
ⅴ．廃止措置主任者の代行者の選任及び配置
　廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「ⅰ．廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。
　なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。

表1 廃止措置主任者の選任要件
<table><tr><td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合</td><td>以下のいずれかに該当する者
イ　法第４１条第１項の原子炉主任技術者免状を有する者
ロ　法第２２条の３第１項の核燃料取扱主任者免状を有する者</td></tr><tr><td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合</td><td>以下のいずれかに該当する者
イ　法第４１条第１項の原子炉主任技術者免状を有する者
ロ　法第２２条の３第１項の核燃料取扱主任者免状を有する者
ハ　放射性同位元素等の規制に関する法律第３５条第１項の第１種放射線取扱主任者免状を有する者</td></tr></table></td><td>第 208 条</td><td>廃止措置主任者の選任</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第 209 条</td><td>廃止措置主任者の職務等
［廃止措置主任者を補佐する組織は設けていない　ため保安規定に記載な し。］</td><td></td><td></td></tr>
</table>

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
実用炉規則第92条第3項第5号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第 330 条	所員への保安教育		
		第 331 条	協力会社従業員への保安教育		
	2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 330 条	所員への保安教育		
		第 331 条	協力会社従業員への保安教育		
	3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 330 条	所員への保安教育		
		第 331 条	協力会社従業員への保安教育		
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 331 条	協力会社従業員への保安教育		
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 330 条	所員への保安教育		
		第 331 条	協力会社従業員への保安教育		
実用炉規則第92条第3項第6号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】	※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には				
	1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第 216 条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置		
	2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。		[BWR に係る規定のためなし]		
	3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。	第 216 条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置		
	等が明確になっていること。				
実用炉規則第92条第3項第7号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 206 条	原子力発電安全委員会		
		第 207 条	伊方発電所安全運営委員会		
実用炉規則第92条第3項第8号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 304 条	管理区域の設定・解除		
		添付7	管理区域図(第 304 条および第 305 条関連)		
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 305 条	管理区域内における区域区分		
		添付7	管理区域図(第 304 条および第 305 条関連)		
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 306 条	管理区域内における特別措置		

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 307 条	管理区域への出入管理		
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 307 条	管理区域への出入管理		
	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 308 条	管理区域出入者の遵守事項		
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 315 条	管理区域外等への搬出および運搬		
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 309 条	保全区域		
		添付8	保全区域図(第 309 条関連)		
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 310 条	周辺監視区域		
	10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 317 条	協力会社の放射線防護		
		第 318 条	頻度の定義		
実用炉規則第92条第3項第9号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 300 条	放射性液体廃棄物の管理		
		第 301 条	放射性気体廃棄物の管理		
		第 302 条	放出管理用計測器の管理		
		第 319 条	施設管理計画		
実用炉規則第92条第3項第 10 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第 311 条	線量の評価		
	2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 202 条	基本方針		
		第 303 条の2	放射線管理に係る基本方針		
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 315 条	管理区域外等への搬出および運搬		
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 312 条	床・壁等の除染		
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 313 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定		
	6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 315 条	管理区域外等への搬出および運搬		
		第 316 条	発電所外への運搬		

保安規定審査基準 （H25.11.27 制定, R1.12.25 改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
	7） 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA－111a－08－1）））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、（13）における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 299 条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理		
	8） 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、（13）における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕		
	9） 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 312 条	床・壁等の除染		
実用炉規則第92条第3項第11号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1） 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第 314 条	放射線計測器類の管理		
		第 319 条	施設管理計画		
	2） 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、（17）における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		〔1〕の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし〕		

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
実用炉規則第92条第3項第12号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い】	※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 293 条	新燃料の運搬		
		第 294 条	新燃料の貯蔵		
		第 297 条	使用済燃料の貯蔵		
		第 298 条	使用済燃料の運搬		
実用炉規則第92条第3項第13号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 301 条	放射性気体廃棄物の管理		
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 300 条	放射性液体廃棄物の管理		
	3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第 313 条の2	平常時の環境放射線モニタリング		
	4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 202 条	基本方針		
		第 298 条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針		
	5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 299 条	放射性固体廃棄物の管理		
	6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第 299 条	放射性固体廃棄物の管理		
		第 299 条の4	輸入廃棄物の確認		
	7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 299 条	放射性固体廃棄物の管理		
		第 299 条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認		
		第 303 条	頻度の定義		
実用炉規則第92条第3項第14号 【非常の場合に講ずべき措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 320 条	原子力防災組織		
		第 321 条	原子力防災要員		
		第 322 条	原子力防災資機材等の整備		
	2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 322 条	原子力防災資機材等の整備		

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	3） 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 323 条	通報経路		
		第 325 条	通報		
	4） 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 320 条	原子力防災組織		
	5） 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 326 条	非常体制の発令		
		第 327 条	応急措置		
		第 328 条	緊急時における活動		
	6） 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 ｉ．緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ⅱ．緊急作業についての訓練を受けた者であること。 ⅲ．実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 321 条の2	緊急作業従事者の選定		
	7） 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 328 条の2	緊急作業従事者の線量管理等		
	8） 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 329 条	非常体制の解除		
	9） 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 324 条	原子力防災訓練		
実用炉規則第92条第3項第15号 【設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1） 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。				
	ｉ．発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。	第 217 条	火災発生時の体制の整備		
		第 217 条の2	地震・火災等発生時の措置		
		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備		
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第 217 条	火災発生時の体制の整備		
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備		
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。		[設置許可申請書及び同添付書類に該当の重大事 故発生時における措置の記載なし。]		

保安規定審査基準 （H25.11.27 制定, R1.12.25 改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。		［設置許可申請書及び同添付書類に該当の大規模 損壊発生時における措置の記載なし。］		
	ⅱ．必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。	第 217 条	火災発生時の体制の整備		
		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備		
	ⅲ．必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第 217 条	火災発生時の体制の整備		
		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備		
	ⅳ．その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	第 217 条	火災発生時の体制の整備		
		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備		
実用炉規則第92条第3項第16号及び第17号 【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1） 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 332 条	記録		
	2） 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。				
	3） 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 333 条	報告		
	4） 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。				
	5） 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 333 条	報告		
実用炉規則第92条第3項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1） 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る	第 212 条の2	運転管理業務	有	組織変更に伴う変更

保安規定審査基準 （H25.11.27 制定, R1.12.25 改正）		保安規定条文		変更有無	変更概要
	運用ガイド」（原規規発第1912257号－7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。	第 213 条	巡視		
		第 319 条	施設管理計画		
	2） 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 319 条の2	使用前事業者検査の実施		
		第 319 条の3	定期事業者検査の実施		
実用炉規則第92条第3項第19号 【保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記され れ ていること。				
	プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第 319 条	施設管理計画		
実用炉規則第92条第3項第20号 【不適合に関する情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1） 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第 203 条	品質保証計画		
	2） 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。				
実用炉規則第92条第3項第21号 【廃止措置の管理】	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第 211 条	構成および定義		
		第 212 条	運転員等の確保		
		第 214 条	廃止措置管理に関する内規の作成		
		第 215 条	引継		
		第 218 条	安全貯蔵措置		
		第 218 条の2	工事の計画および実施		
		第 218 条の3	工事完了の報告		
		第 283 条	使用済燃料ピットの水温		
		第 286 条	施設運用上の基準の確認		
		第 287 条	施設運用上の基準を満足しない場合		
		第 289 条	施設運用上の基準に関する記録		
実用炉規則第92条第3項第22号 【その他必要な事項】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。				
	1） 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 201 条	目的		
	2） 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。				

伊方発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS(74)-02 (r0)
提出年月日	令和２年１２月８日

伊方発電所　原子炉施設保安規定
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

令和２年１２月

四国電力株式会社

目　次

資料①「伊方発電所　原子炉施設保安規定（第１編）　設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」・・・・　資料①-1～11

別冊「伊方発電所　原子炉施設保安規定（第１編）　変更に対する設置許可との整合性確認資料」　・・別冊-第１編-1～4

資料②「伊方発電所　原子炉施設保安規定（第２編）　設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」・・・・　資料②-1～5

別冊「伊方発電所　原子炉施設保安規定（第２編）　変更に対する設置許可との整合性確認資料」　・・別冊-第２編-1～4

変更後保安規定目次		設置許可記載有無（○：有　－：無）	保安規定変更有無（○：有　－：無）	説明
第１章　総　　則				
第１条	目　的	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第２条	基本方針	○ （本文十一号）	－	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、設置許可本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第２条の２	関係法令および保安規定の遵守	○ （本文十一号）	－	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。
第２章　品質マネジメントシステム				
第３条	品質マネジメントシステム計画	○ （本文十一号）	－	設置許可本文十一号に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第３章　保安管理体制				
第１節　組織および職務				
第４条	保安に関する組織	○ （本文十一号） （添付書類五，八）	○	設置許可添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があるが，保安規定記載は現組織に合わせて変更している。 また，本文十一号（5.5 責任，権限及びコミュニケーション）において，組織の責任と権限を明確化する旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第５条	保安に関する職務	○ （本文十一号） （添付書類五，八）	○	設置許可添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があるが，保安規定記載は現組織に合わせて変更している。 また，本文十一号（5.5 責任，権限及びコミュニケーション，8.2.4 機器等の検査等）において，組織の責任と権限を明確化する旨記載，使用前事業者検査等の独立性について記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第２節　原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会				
第６条	原子力発電安全委員会	○ （添付書類五，八）	－	設置許可添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制）に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第７条	伊方発電所安全運営委員会	○ （添付書類五，八）	○※	※組織変更に伴う変更を反映し項番号のみを変更 設置許可添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制）に伊方発電所安全運営委員会を設置する旨の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第３節　主任技術者				
第８条	原子炉主任技術者の選任	○ （本文十号） （添付書類五， 八，十）	－	設置許可本文十号，添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制），添付書類十（5.1 重大事故等対策）に原子炉主任技術者の選任について記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第８条の２	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○ （添付書類五，八）	－	設置許可添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制）に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第９条	原子炉主任技術者の職務等	○ （本文十号） （添付書類五，十）	－	設置許可本文十号，添付書類五，添付書類十（5.1 重大事故等対策）に原子炉主任技術者は，発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行う旨の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第９条の２	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ （添付書類五）	－	設置許可添付書類五に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 10 条	（削除）			
第４章　運転管理				
第１節　通　　則				
第 11 条	構成および定義	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 （○：有　－：無）	保安規定変更有無 （○：有　－：無）	説明
第 11 条の２	原子炉の運転期間	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 12 条	運転員等の確保	○ （本文十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文十号、添付書類八（11.2 保安管理体制）、添付書類十（5.1 重大事故等対策）他に運転員等の体制に関する記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 12 条の２	運転管理業務	○ （添付書類八）	○※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更 設置許可添付書類八（11.3 運転管理）に運転管理業務について記載されている。 保安規定に定める運転上の留意事項，運転上の制限及び異常時の措置を遵守し，発電用原子炉施設の運転に習熟した者を確保し，機器の性能及び状態を的確に把握した上で行うことの他、運転員の教育訓練、異常時の運転手順書等についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 13 条	巡視点検	○ （添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.3 運転管理）に機器の状態把握を行う旨記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 14 条	運転管理に関する内規の作成	○ （本文十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文十号、添付書類八（1.1.1.10 誤操作防止及び容易な操作、11.3 運転管理）、添付書類十他に異常時の運転手順書等の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 15 条	引　　継	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 16 条	原子炉起動前の確認事項	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 17 条	火災発生時の体制の整備	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（1.6 火災防護に関する基本方針、11.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の２	内部溢水発生時の体制の整備	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（1.7 溢水防護に関する基本方針、11.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の２の２	火山影響等発生時の体制の整備	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（1.9 火山事象に関する基本方針、11.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の３	その他自然災害発生時等の体制の整備	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（1.8 竜巻防護に関する基本方針、11.8 非常時の措置）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の３の２	有毒ガス発生時の体制の整備	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（6.10 制御室）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の４	資機材等の整備	○ （本文十号） （添付書類十）	－	設置許可本文十号、添付書類十（5.1 重大事故等対策）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の５	重大事故等発生時の体制の整備	○ （本文十号） （添付書類十）	－	設置許可本文十号、添付書類十（5.1 重大事故等対策）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の６	大規模損壊発生時の体制の整備	○ （本文十号） （添付書類十）	－	設置許可本文十号、添付書類十（5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項）に記載があり、保安規定記載 はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無（○：有　－：無）	保安規定変更有無（○：有　－：無）	説明
第２節　運転上の留意事項				
第 18 条	水質管理	○ （添付書類八）	－	設置許可添付書類八（5.1　１次冷却設備、5.8 化学体積制御設備）に蒸気発生器２次側の水質管理、１次冷却材の水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 18 条の２	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	○ （添付書類八）	－	設置許可添付書類八(5.1　１次冷却設備)に原子炉冷却材圧力バウンダリとなる隔離弁の施錠管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第３節　運転上の制限				
第 19 条	停止余裕	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（3.3 核設計）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 20 条	臨界ボロン濃度	○ （本文十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文十号、添付書類八（3.3 核設計）、添付書類十（7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 21 条	減速材温度係数	○ （本文五号、十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文五号、十号、添付書類八（3.3 核設計）、添付書類十（1.2 主要な解析条件）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 22 条	制御棒動作機能	○ （本文五号、十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文五号、十号、添付書類八（6.1 原子炉制御設備）、添付書類十（1.2 主要な解析条件）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 23 条	制御棒の挿入限界	○ （本文五号、十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文五号、十号、添付書類八（6.1 原子炉制御設備）、添付書類十（1.2 主要な解析条件）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 24 条	制御棒位置指示	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（6.2 原子炉計装）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 25 条	炉物理検査　－モード１－	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 26 条	炉物理検査　－モード２－	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 27 条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.8 化学体積制御設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 28 条	原子炉熱出力	○ （本文三号、十号） （添付書類二、十）	－	設置許可本文三号、十号、添付書類二（3 熱出力及び熱平衡）、添付書類十（6.5 有効性評価における解析の条件設定の方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 29 条	熱流束熱水路係数（F_Q(Z)）	○ （本文十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文十号、添付書類八（3.3 核設計）、添付書類十（3. 設計基準事故の解析）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 30 条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（$F^N_{\Delta H}$）	○ （本文十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文十号、添付書類八（3.3 核設計）、添付書類十（2. 運転時の異常な過渡変化の解析）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 31 条	軸方向中性子束出力偏差	○ （本文十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文十号、添付書類八（3.3 核設計）、添付書類十（3. 設計基準事故の解析）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 32 条	1/4 炉心出力偏差	○ （本文十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文十号、添付書類八（6.2 原子炉計装）、添付書類十（2. 運転時の異常な過渡変化の解析）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 （○：有　－：無）	保安規定変更有無 （○：有　－：無）	説明
第 33 条	計測および制御設備	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（6. 計測制御系統施設）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 34 条	ＤＮＢ比	○ （本文五号、十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文五号、十号、添付書類八（3.4 熱水力設計）、添付書類十（1. 安全評価に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 35 条	１次冷却材の温度・圧力および１次冷却材温度変化率	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.1 １次冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 36 条	１次冷却系　－モード３－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.1 １次冷却設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 37 条	１次冷却系　－モード４－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.2 余熱除去設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 38 条	１次冷却系　－モード５（１次冷却系満水）－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.2 余熱除去設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 39 条	１次冷却系　－モード５（１次冷却系非満水）－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.2 余熱除去設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 40 条	１次冷却系　－モード６（キャビティ高水位）－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.2 余熱除去設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 41 条	１次冷却系　－モード６（キャビティ低水位）－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.2 余熱除去設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 42 条	加圧器	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.1 １次冷却設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 43 条	加圧器安全弁	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.1 １次冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 44 条	加圧器逃がし弁	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.1 １次冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 45 条	低温過加圧防護	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.1 １次冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 46 条	１次冷却材漏えい率	○ （添付書類十）	－	設置許可添付書類十（3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 （○：有　－：無）	保安規定変更有無 （○：有　－：無）	説明
第 47 条	蒸気発生器細管漏えい監視	○ （添付書類八、十）	－	設置許可添付書類八（5.1 １次冷却設備）、添付書類十（3.4 環境への放射性物質の異常な放出）に記載があり、保安規定記載はこれ らに整合している。
第 48 条	余熱除去系への漏えい監視	○ （添付書類八）	－	設置許可添付書類八（5.2 余熱除去設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 49 条	１次冷却材中のよう素 131 濃度	○ （本文十号） （添付書類十）	－	設置許可本文十号、添付書類十（4. 重大事故及び仮想事故の解析）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 50 条	蓄圧タンク	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.3 非常用炉心冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合して いる。
第 51 条	非常用炉心冷却系　－モード１，２および３－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.3 非常用炉心冷却設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 52 条	非常用炉心冷却系　－モード４－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.3 非常用炉心冷却設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 53 条	燃料取替用水タンク	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.3 非常用炉心冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 54 条	（削除）			
第 55 条	原子炉格納容器	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（9.1 原子炉格納施設）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 56 条	原子炉格納容器真空逃がし系	○ （添付書類八）	－	設置許可添付書類八（9.1 原子炉格納施設）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 57 条	原子炉格納容器スプレイ系	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（9.2 原子炉格納容器スプレイ設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 58 条	アニュラス空気浄化系	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（9.3 アニュラス空気再循環設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 59 条	アニュラス	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（9.1 原子炉格納施設）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 60 条	主蒸気安全弁	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.11 蒸気タービン及び附属施設）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 61 条	主蒸気隔離弁	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.11 蒸気タービン及び附属設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 62 条	主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	○ （本文十号） （添付書類十）	－	設置許可本文十号、添付書類十（3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 （○：有　－：無）	保安規定変更有無 （○：有　－：無）	説明
第 63 条	主蒸気逃がし弁	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.11 蒸気タービン及び附属施設）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 64 条	補助給水系	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.11 蒸気タービン及び附属設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 65 条	補助給水タンク	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.12 給水処理設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 66 条	原子炉補機冷却水系	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.9 原子炉補機冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 67 条	原子炉補機冷却海水系	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（5.9 原子炉補機冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 68 条	制御用空気系	○ （添付書類八）	－	設置許可本文五号、設置許可添付書類八（6.9 空気圧縮設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 69 条	中央制御室非常用循環系	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（8.2 換気空調設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 70 条	安全補機室空気浄化系	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（9.4 安全補機室空気浄化設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 71 条	燃料取扱建屋空気浄化系	○ （添付書類八）	－	設置許可添付書類八（9.3 アニュラス空気再循環設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 72 条	外部電源	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（10.3 常用電源設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 73 条	ディーゼル発電機　－モード１，２，３および４－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（10.1 非常用電源設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 74 条	ディーゼル発電機　－モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（10.1 非常用電源設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 75 条	ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（10.1 非常用電源設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 76 条	非常用直流電源　－モード１，２，３および４－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（10.1 非常用電源設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 77 条	非常用直流電源　－モード５，６および照射済燃料移動中－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（10.1 非常用電源設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 （○：有　－：無）	保安規定変更有無 （○：有　－：無）	説明
第 78 条	所内非常用母線　－モード１，２，３および４－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（10.1 非常用電源設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 79 条	所内非常用母線　－モード５，６および照射済燃料移動中－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（10.1 非常用電源設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 80 条	１次冷却材中のほう素濃度　－モード６－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（3. 原子炉及び炉心）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 81 条	原子炉キャビティ水位	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 82 条	原子炉格納容器貫通部　－モード５および６－	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（9. 原子炉格納施設）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 83 条	使用済燃料ピットの水位および水温	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 84 条	重大事故等対処設備	○ （本文五号、十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文五号、十号、添付書類八、添付書類十に重大事故等対処設備に係るに記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 85 条	１次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 85 条の２	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 86 条	運転上の制限の確認	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 87 条	運転上の制限を満足しない場合	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 88 条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 89 条	運転上の制限に関する記録	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第４節　異常時の措置				
第 90 条	異常時の基本的な対応	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 91 条	異常時の措置	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 92 条	異常収束後の措置	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第５章　燃料管理				
第 93 条	新燃料の運搬	○ （本文九号） （添付書類八、九）	－	設置許可本文九号、添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備、11.4 燃料管理）、添付書類九（2.2 管理区域等の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 94 条	新燃料の貯蔵	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備、11.4 燃料管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 95 条	燃料の検査	○ （添付書類八）	－	設置許可添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備、11.4 燃料管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無（○：有　－：無）	保安規定変更有無（○：有　－：無）	説明
第 96 条	燃料の取替等	○ （本文五号、十号） （添付書類八、十）	－	設置許可本文五号、十号、添付書類八（3.3 核設計、4.1 燃料取扱及び貯蔵設備）、添付書類十（2.2 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 97 条	使用済燃料の貯蔵	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文五号、添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備、11.4 燃料管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 97 条の 2	使用済燃料ピットの管理	○ （添付書類八）	－	添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 98 条	使用済燃料の運搬	○ （本文五号、九号） （添付書類八、九）	－	設置許可本文五号、九号、添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備、11.4 燃料管理）、添付書類九（2.2 管理区域等の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 6 章　放射性廃棄物管理				
第 98 条の 2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ （本文五号、九号） （添付書類八、九）	－	設置許可本文五号、九号、添付書類八（11.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 99 条	放射性固体廃棄物の管理	○ （本文五号、九号） （添付書類八、九）	－	設置許可本文五号、九号、添付書類八（11.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（4.4 固体廃棄物処理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 99 条の 2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 99 条の 3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 99 条の 4	輸入廃棄物の確認	○ （本文八号）	－	設置許可本文八号に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 100 条	放射性液体廃棄物の管理	○ （本文五号、九号） （添付書類八、九）	－	設置許可本文五号、九号、添付書類八（7.3 液体廃棄物処理設備、11.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（4.3 液体廃棄物処理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 101 条	放射性気体廃棄物の管理	○ （本文五号、九号） （添付書類八、九）	－	設置許可本文五号、九号、添付書類八（7.2 気体廃棄物処理設備、11.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（4.2 気体廃棄物処理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 102 条	放出管理用計測器の管理	○ （本文五号、九号） （添付書類八、九）	－	設置許可本文五号、九号、添付書類八（11.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（2.7 放射性廃棄物の放出管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 103 条	頻度の定義	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 7 章　放射線管理				
第 103 条の 2	放射線管理に係る基本方針	○ （本文九号） （添付書類八、九）	－	設置許可本文九号、添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 1 節　区域管理				
第 104 条	管理区域の設定・解除	○ （本文九号） （添付書類八、九）	－	設置許可本文九号、添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 105 条	管理区域内における区域区分	○ （本文九号） （添付書類九）	－	設置許可本文九号、添付書類九（2.3.3 管理区域内の区分）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 106 条	管理区域内における特別措置	○ （本文九号） （添付書類九）	－	設置許可本文九号、添付書類九（2.3.3 管理区域内の区分）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有　－：無)	保安規定変更有無 (○：有　－：無)	説明
第 107 条	管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	設置許可本文九号、添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（2.3.1 人の出入管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 108 条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	設置許可本文九号、添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（2.3.1 人の出入管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 109 条	保全区域	○ (添付書類八、九)	－	設置許可添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（2.5 保全区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 110 条	周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	設置許可本文九号、添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（2.6 周辺監視区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 2 節　被ばく管理				
第 111 条	放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	設置許可本文九号、添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 112 条	床・壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	－	設置許可本文九号、添付書類九（2.3.4 作業管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 3 節　外部放射線に係る線量当量率等の測定				
第 113 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	設置許可本文九号、添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（2.2 管理区域内の管理、3.1 空間放射線量等の監視、3.2 環境試料の放射能監視）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 113 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	－	設置許可本文九号、添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（3.1 空間放射線量等の監視、3.2 環境試料の放射能監視）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 114 条	放射線計測器類の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	－	設置許可本文五号、九号、添付書類八（8.1 放射線管理施設）、添付書類九（2.2 管理区域内の管理、2.4 個人管理、3.1 空間放射線量等の監視）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 4 節　物品移動の管理				
第 115 条	管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	設置許可本文九号、添付書類八（11.6 放射線管理）、添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 116 条	発電所外への運搬	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 5 節　協力会社の放射線防護				
第 117 条	協力会社の放射線防護	○ (添付書類九)	－	設置許可添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 6 節　その他				
第 118 条	頻度の定義	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 8 章　施設管理				
第 119 条	施設管理計画	○ (本文五号) (本文十一号) (添付書類八)	－	設置許可本文五号、添付書類八（11. 運転保守）に、保守管理について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 設置許可本文十一号にＱＭＳに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 119 条の 2	使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	－	設置許可本文十一号にＱＭＳに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無（○：有 ー：無）	保安規定変更有無（○：有 ー：無）	説明
第 119 条の３	定期事業者検査の実施	○ （本文十一号）	ー	設置許可本文十一号にＱＭＳに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 119 条の４	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	○ （添付書類八）	ー	添付書類八（11. 運転保守）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第９章　非常時の措置				
第 120 条	原子力防災組織	○ （添付書類五，八）	ー	設置許可添付書類五，添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 121 条	原子力防災要員	○ （添付書類五，八）	ー	設置許可添付書類五，添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 121 条の２	緊急作業従事者の選定	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 122 条	原子力防災資機材等の整備	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 123 条	通報経路	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 124 条	原子力防災訓練	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 125 条	通　　報	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 126 条	非常体制の発令	○ （本文十号） （添付書類八，十）	ー	設置許可本文十号，添付書類五，添付書類八（11.8 非常時の措置），添付書類十（5.1 重大事故等対策）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 127 条	応急措置	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 128 条	緊急時における活動	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 128 条の２	緊急作業従事者の線量管理等	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 129 条	非常体制の解除	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 10 章　保安教育				
第 130 条	所員への保安教育	○ （添付書類五，八）	ー	設置許可添付書類五，添付書類八（11.9 保安教育）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 131 条	協力会社従業員への保安教育	○ （添付書類五）	ー	設置許可添付書類五に一部，協力会社を含む教育・訓練の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 11 章　記録および報告				
第 132 条	記　　録	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.10 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 133 条	報　　告	○ （添付書類八）	ー	設置許可添付書類八（11.10 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 （○：有　－：無）	保安規定変更有無 （○：有　－：無）	説明
添付１	異常時の運転操作基準（第９１条関連）	○ （本文十号） （添付書類十）	－	設置許可本文十号、添付書類十に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
添付２	火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準（第17条，第17条の２，第17条の２の２，第17条の３および第17条の３の２関連）	○ （本文五号） （添付書類八）	－	設置許可本文十号、添付書類八に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
添付３	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 17 条の５および第 17 条の６関連）	○ （本文十号） （添付書類十）	－	設置許可本文十号、添付書類十に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
添付４	管理区域図（第 104 条および第 105 条関連）	○ （本文九号） （添付書類九）	－	設置許可本文九号，添付書類九（2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付５	保全区域図（第 109 条関連）	○ （添付書類九）	－	設置許可添付書類九（2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付６	（削除）			

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（３号炉）	設置許可との整合性説明
（保安に関する組織） 第４条　発電所の保安に関する組織は，図４のとおりとする。 〔中略〕 図４（続き） 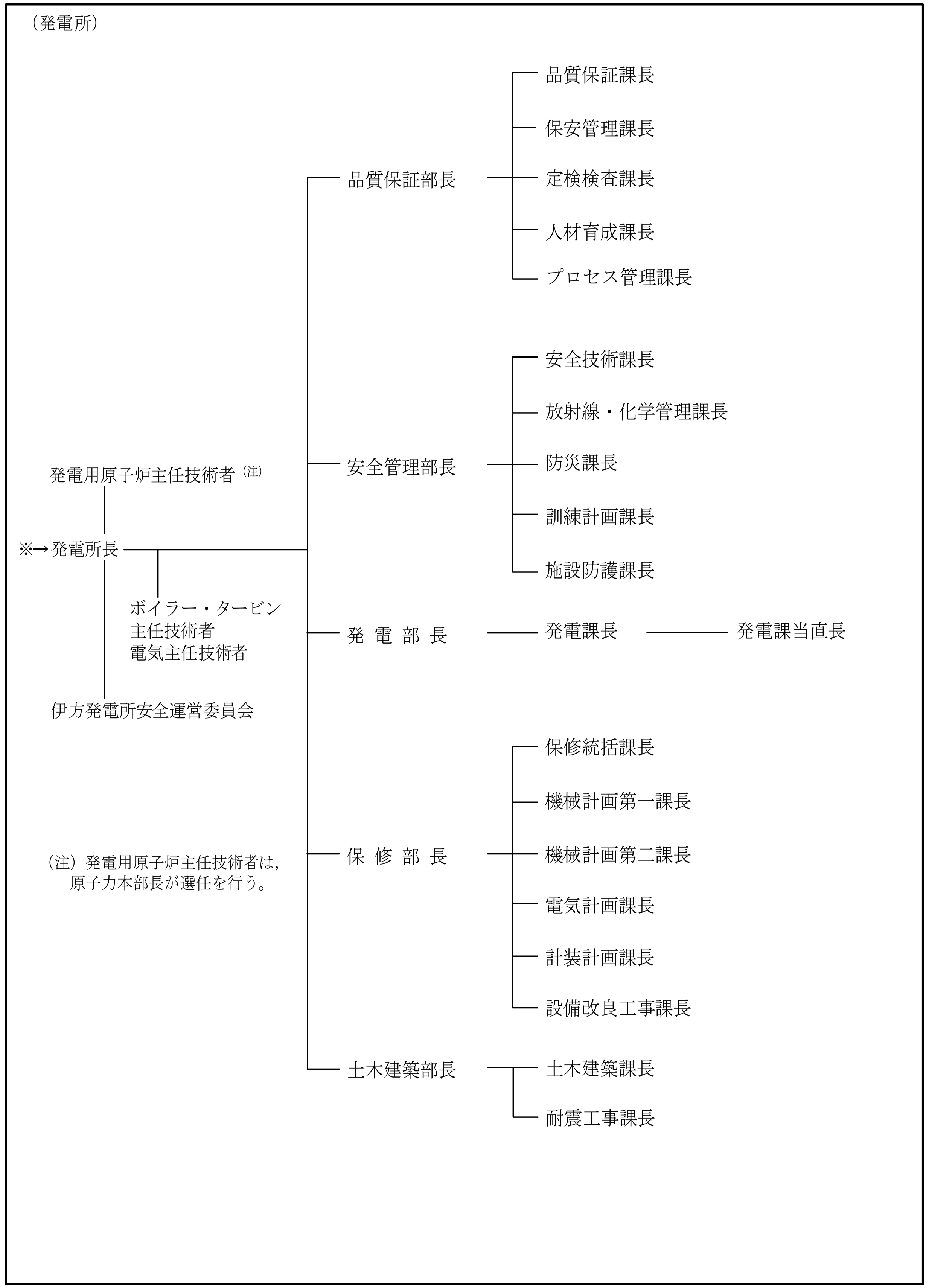	【本文十一号】 ５．５　責任，権限及びコミュニケーション ５．５．１　責任及び権限 社長は，部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ，関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 ５．５．２　品質マネジメントシステム管理責任者 （1）社長は，品質マネジメントシステムを管理する責任者に，次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 ａ）プロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 ｂ）品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について，社長に報告すること。 ｃ）健全な安全文化を育成し，及び維持することにより，原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 ｄ）関係法令を遵守すること。 ５．５．３　管理者 （1）社長は，次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に，当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 ａ）個別業務のプロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 ｂ）要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 ｃ）個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 ｄ）健全な安全文化を育成し，及び維持すること。 ｅ）関係法令を遵守すること。 （2）管理者は，(1)の責任及び権限の範囲において，原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し，次に掲げる事項を確実に実施する。 ａ）品質目標を設定し，その目標の達成状況を確認するため，業務の実施状況を監視測定すること。 ｂ）要員が，原子力の安全に対する意識を向上し，かつ，原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 ｃ）原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を，関係する要員に確実に伝達すること。 ｄ）常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに，要員が，積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 ｅ）要員が，積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 （3）管理者は，管理監督する業務に関する自己評価を，あらかじめ定められた間隔で行う。 ５．５．４　組織の内部の情報の伝達 （1）社長は，組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに，品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 【添付書類五】 １．組　織 （中略）原子力発電に係る組織を第5.1 図に示す。 これらの組織は，「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の３の24 の規定に基づく伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。	・本文十一号（5.5 責任，権限及びコミュニケーション）において，組織の責任と権限を明確化する旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 ・添付書類五（1.組織）において，「保安規定等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。」と記載されており，保安規定記載はこれに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（３号炉）	設置許可との整合性説明
	【添付書類八】 11.2 保安管理体制 発電所の保安管理体制は，所長，発電用原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者，品質保証課，保安管理課，定検検査課，人材育成課，文書・システム管理課，施設防護課，安全技術課，放射線・化学管理課，防災課，工程管理課，定検管理課，発電課，原子燃料課，１・２号系統管理課，３号系統管理課，保修統括課，機械計画第一課，機械計画第二課，電気計画課，計装計画課，設備改良工事課，土木建築課，耐震工事課をもって構成する。 さらに，発電所における発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議するため，本店に原子力発電安全委員会，発電所に伊方発電所安全運営委員会を設ける。	・添付書類八（11.2 保安管理体制）に、申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが、整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（３号炉）	設置許可との整合性説明
（保安に関する職務） 第５条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 ２　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 ３　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 ４　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 ５　原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。 ６　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関連する業務を統括する。 ７　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ８　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ９　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　発電所長（以下「所長」という。）は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　プロセス管理課長は，原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，放射線・化学管理課長，防災課長，訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く），大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く），炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務ならびに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。 20　防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，火山現象（降灰）による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	【本文十一号】 ５．５　責任，権限及びコミュニケーション ５．５．１　責任及び権限 社長は，部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ，関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 ５．５．２　品質マネジメントシステム管理責任者 （1）社長は，品質マネジメントシステムを管理する責任者に，次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 ａ）プロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 ｂ）品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について，社長に報告すること。 ｃ）健全な安全文化を育成し，及び維持することにより，原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 ｄ）関係法令を遵守すること。 ５．５．３　管理者 （1）社長は，次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に，当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 ａ）個別業務のプロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 ｂ）要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 ｃ）個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 ｄ）健全な安全文化を育成し，及び維持すること。 ｅ）関係法令を遵守すること。 （2）管理者は，(1)の責任及び権限の範囲において，原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し，次に掲げる事項を確実に実施する。 ａ）品質目標を設定し，その目標の達成状況を確認するため，業務の実施状況を監視測定すること。 ｂ）要員が，原子力の安全に対する意識を向上し，かつ，原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 ｃ）原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を，関係する要員に確実に伝達すること。 ｄ）常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに，要員が，積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 ｅ）要員が，積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 （3）管理者は，管理監督する業務に関する自己評価を，あらかじめ定められた間隔で行う。 ５．５．４　組織の内部の情報の伝達 （1）社長は，組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに，品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 ８．２．４　機器等の検査等 （中略） （5）組織は，保安活動の重要度に応じて，使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により，使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（３号炉）	設置許可との整合性説明
21　訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち，教育および訓練の管理に関する業務を行う。 22　施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。 23　発電部長は，発電課長の所管する業務を統括する。 24　発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。	（６）組織は，保安活動の重要度に応じて，自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により，自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	
25　発電課当直長（以下「当直長」という。）は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り３号炉の当直長をいう。 26　保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 27　保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務を行う。 28　機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。 29　機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 30　電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。	【添付書類五】 １．組　織 （中略）原子力発電に係る組織を第5.1 図に示す。 これらの組織は，「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の３の24 の規定に基づく伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。	・添付書類五（1.組織）において，「保安規定等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。」と記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
31　計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 32　設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 33　土木建築部長は，土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 34　土木建築課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 35　耐震工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。 36　各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。 37　各課長は，検査の独立性を確保するために必要な場合は，本条の職務に加え，当該検査に関する業務を実施する。 38　各課長は，課員を指示・指導し，所管する業務を遂行する。また，各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。	【添付書類八】 11.2 保安管理体制 発電所の保安管理体制は，所長，発電用原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者，品質保証課，保安管理課，定検検査課，人材育成課，文書・システム管理課，施設防護課，安全技術課，放射線・化学管理課，防災課，工程管理課，定検管理課，発電課，原子燃料課，１・２号系統管理課，３号系統管理課，保修統括課，機械計画第一課，機械計画第二課，電気計画課，計装計画課，設備改良工事課，土木建築課，耐震工事課をもって構成する。 さらに，発電所における発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議するため，本店に原子力発電安全委員会，発電所に伊方発電所安全運営委員会を設ける。	・添付書類八（11.2 保安管理体制）に，申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが，整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定　第２編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無（○：有　－：無）	保安規定変更有無（○：有　－：無）	説明
第２編　廃止措置段階の発電用原子炉施設編（１号炉および２号炉に係る保安措置）			－	
第１章　総　　則				
第 201 条	目　　的	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 202 条	基本方針	○ （本文十一号）	－	保安規定に係る基本方針であり，基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は，設置許可本文十一号に記載されるため，保安規定記載は整合している。
第 202 条の２	関係法令および保安規定の遵守	○ （本文十一号）	－	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて，設置許可本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）に規定しており，保安規定記載は，これに整合している。
第２章　品質保証				
第 203 条	品質マネジメントシステム計画	○ （本文十一号）	－	設置許可本文十一号との比較により，保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第３章　保安管理体制				
第１節　組織および職務				
第 204 条	保安に関する組織	○ （本文十一号） （添付書類五，八）	○	設置許可添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があるが，保安規定記載は現組織に合わせて変更している。 また，本文十一号（5.5 責任，権限及びコミュニケーション）において，組織の責任と権限を明確化する旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第 205 条	保安に関する職務	○ （本文十一号） （添付書類五，八）	○	設置許可添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があるが，保安規定記載は現組織に合わせて変更している。 また，本文十一号（5.5 責任，権限及びコミュニケーション，8.2.4 機器等の検査等）において，組織の責任と権限を明確化する旨記載，使用前事業者検査等の独立性について記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第２節　原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会				
第 206 条	原子力発電安全委員会	○ （添付書類五，八）	－	設置許可添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制）に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 207 条	伊方発電所安全運営委員会	○ （添付書類五，八）	○※	※組織変更に伴う変更を反映し項番号のみを変更 設置許可添付書類五，添付書類八（11.2 保安管理体制）に伊方発電所安全運営委員会を設置する旨の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第３節　廃止措置主任者				
第 208 条	廃止措置主任者の選任	－	－	設置許可に記載はなく，保安規定記載に齟齬はない。
第 209 条	廃止措置主任者の職務等	－	－	設置許可に記載はなく，保安規定記載に齟齬はない。
第４章　廃止措置管理				
第１節　通　　則				
第 211 条	構成および定義	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 212 条	運転員の確保	○ （添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.2 保安管理体制）他に発電所の体制に関する記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 212 条の２	運転管理業務	○ （添付書類八）	○※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更 設置許可添付書類八（11.3 運転管理）に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備等記載されており，保安規定記載はこれらに整合している。

設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無（○：有　－：無）	保安規定変更有無（○：有　－：無）	説明
第 213 条	巡視	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.3 運転管理）に機器の状態把握を行う旨記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 214 条	廃止措置管理に関する内規の作成	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.3 運転管理）に機器の状態把握を行う旨記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 215 条	引　　継	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 216 条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 217 条	火災発生時の体制の整備	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 217 条の２	地震・火災等発生時の措置	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 217 条の３	内部溢水発生時等の体制の整備	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第２節　廃止措置管理				
第 218 条	安全貯蔵措置	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 218 条の２	工事の計画および実施	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 218 条の３	工事完了の報告	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
（第 219 条～第 282 条　条文なし）				
第３節　施設運用上の基準				
第 283 条	使用済燃料ピットの水温	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
（第 284 条～第 285 条　条文なし）				
第 286 条	施設運用上の基準の確認	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 287 条	施設運用上の基準を満足しない場合	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
（第 288 条　条文なし）				
第 289 条	施設運用上の基準に関する記録	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
（第 290 条～第 292 条　条文なし）				
第５章　燃料管理				
第 293 条	新燃料の運搬	○（本文九号）（添付書類八，九）	－	設置許可本文九号，添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備，11.4 燃料管理），添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 294 条	新燃料の貯蔵	○（本文五号）（添付書類八）	－	設置許可本文五号，添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備，11.4 燃料管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
（第 295 条～第 296 条　条文なし）				
第 297 条	使用済燃料の貯蔵	○（本文五号）（添付書類八）	－	設置許可本文五号，添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備，11.4 燃料管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 （○：有　－：無）	保安規定変更有無 （○：有　－：無）	説明
第 298 条	使用済燃料の運搬	○ （本文五号，九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文五号，九号，添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備，11.4 燃料管理），添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第６章　放射性廃棄物管理				
第 298 条の２	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ （本文五号，九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文五号，九号，添付書類八（11.5 放射性廃棄物管理），添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 299 条	放射性固体廃棄物の管理	○ （本文五号，九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文五号，九号，添付書類八（11.5 放射性廃棄物管理），添付書類九（4.4 固体廃棄物処理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 299 条の２	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 299 条の３	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 299 条の４	輸入廃棄物の確認	○ （本文八号）	－	設置許可本文八号に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 300 条	放射性液体廃棄物の管理	○ （本文五号，九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文五号，九号，添付書類八（7.3 液体廃棄物処理設備，11.5 放射性廃棄物管理），添付書類九（4.3 液体廃棄物処理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 301 条	放射性気体廃棄物の管理	○ （本文五号，九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文五号，九号，添付書類八（7.3 気体廃棄物処理設備），添付書類九（7.2 気体廃棄物処理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 302 条	放出管理用計測器の管理	○ （本文五号，九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文五号，九号，添付書類八（11.5 放射性廃棄物管理），添付書類九（2.7 放射性廃棄物の放出管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 303 条	頻度の定義	－	－	
第７章　放射線管理				
第 303 条の２	放射線管理に係る基本方針	○ （本文九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文九号，添付書類八（11.6 放射線管理），添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 （保安規定では，第２条（基本方針）で ALARA を記載しているが，第７章においても追記）
第１節　区域管理				
第 304 条	管理区域の設定・解除	○ （本文九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文九号，添付書類八（11.6 放射線管理），添付書類九（2.2 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 305 条	管理区域内における区域区分	○ （本文九号） （添付書類九）	－	設置許可本文九号，添付書類九（2.3.3 管理区域内の区分）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 306 条	管理区域内における特別措置	○ （本文九号） （添付書類九）	－	設置許可本文九号，添付書類九（2.3.3 管理区域内の区分）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 307 条	管理区域への出入管理	○ （本文九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文九号，添付書類八（11.6 放射線管理），添付書類九（2.3.1 人の出入管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 308 条	管理区域出入者の遵守事項	○ （本文九号）	－	設置許可本文九号，添付書類八（11.6 放射線管理），添付書類九（2.3.1 人の出入管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 （○：有　－：無）	保安規定変更有無 （○：有　－：無）	説明
		（添付書類八，九）		
第 309 条	保全区域	○ （添付書類八，九）	－	設置許可添付書類八（11.6 放射線管理），添付書類九（2.5 保全区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 310 条	周辺監視区域	○ （本文九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文九号，添付書類八（11.6 放射線管理），添付書類九（2.6 周辺監視区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第２節　被ばく管理				
第 311 条	放射線業務従事者の線量管理等	○ （本文九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文九号，添付書類八（11.6 放射線管理），添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 312 条	床・壁等の除染	○ （本文九号） （添付書類九）	－	設置許可本文九号，添付書類九（2.3.4 作業管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第３節　外部放射線に係る線量当量率等の測定				
第 313 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ （本文九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文九号，添付書類八（11.6 放射線管理），添付書類九（2.2 管理区域内の管理，3.1 空間放射線量等の監視，3.2 環境試料の放射能監視）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 313 条の２	平常時の環境放射線モニタリング	○ （本文九号） （添付書類九）	－	設置許可本文九号，添付書類九（3.1 空間放射線量等の監視，3.2 環境試料の放射能監視）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 314 条	放射線計測器類の管理	○ （本文五号，九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文五号，九号，添付書類八（11.1 放射線管理施設），添付書類九（2.2 管理区域内の管理，2.4 個人管理，3.1 空間放射線量等の監視）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第４節　物品移動の管理				
第 315 条	管理区域外等への搬出および運搬	○ （本文九号） （添付書類八，九）	－	設置許可本文九号，添付書類八（11.6 放射線管理），添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 316 条	発電所外への運搬	－	－	設置許可に記載はないが，保安規定記載においては，発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。
第５節　協力会社の放射線防護				
第 317 条	協力会社の放射線防護	○ （添付書類九）	－	設置許可添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第６節　その他				
第 318 条	頻度の定義	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第８章　保守管理				
第 319 条	施設管理計画	○ （本文十一号） （添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11. 運転保守）に，保守管理について記載されており，保安規定記載はこれらに整合している。 設置許可本文十一号にＱＭＳに係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第 319 条の２	使用前事業者検査の実施	○ （本文十一号）	－	設置許可本文十一号にＱＭＳに係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第 319 条の３	定期事業者検査の実施	○ （本文十一号）	－	設置許可本文十一号にＱＭＳに係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第９章　非常時の措置				

設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無（○：有　－：無）	保安規定変更有無（○：有　－：無）	説明
第 320 条	原子力防災組織	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 321 条	原子力防災要員	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 321 条の２	緊急作業従事者の選定	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 322 条	原子力防災資機材等の整備	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 323 条	通報経路	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 324 条	原子力防災訓練	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 325 条	通　　報	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 326 条	非常体制の発令	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 327 条	応急措置	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 328 条	緊急時における活動	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 328 条の２	緊急作業従事者の線量管理等	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 329 条	非常体制の解除	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 10 章　保安教育				
第 330 条	所員への保安教育	○（添付書類五，八）	－	設置許可添付書類五，添付書類八（11.9 保安教育）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 331 条	協力会社従業員への保安教育	○（添付書類五）	－	設置許可添付書類五に保安教育に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 11 章　記録および報告				
第 332 条	記　　録	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.10 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
第 333 条	報　　告	○（添付書類八）	－	設置許可添付書類八（11.10 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
添付７	管理区域図	○（本文九号）（添付書類九）	－	設置許可本文九号，添付書類九（2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
添付８	保全区域図	○（添付書類九）	－	設置許可添付書類九（2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（１号炉）	設置許可との整合性説明
（保安に関する組織） 第204条　発電所の保安に関する組織は，図204のとおりとする。 （中略） 図204（続き） 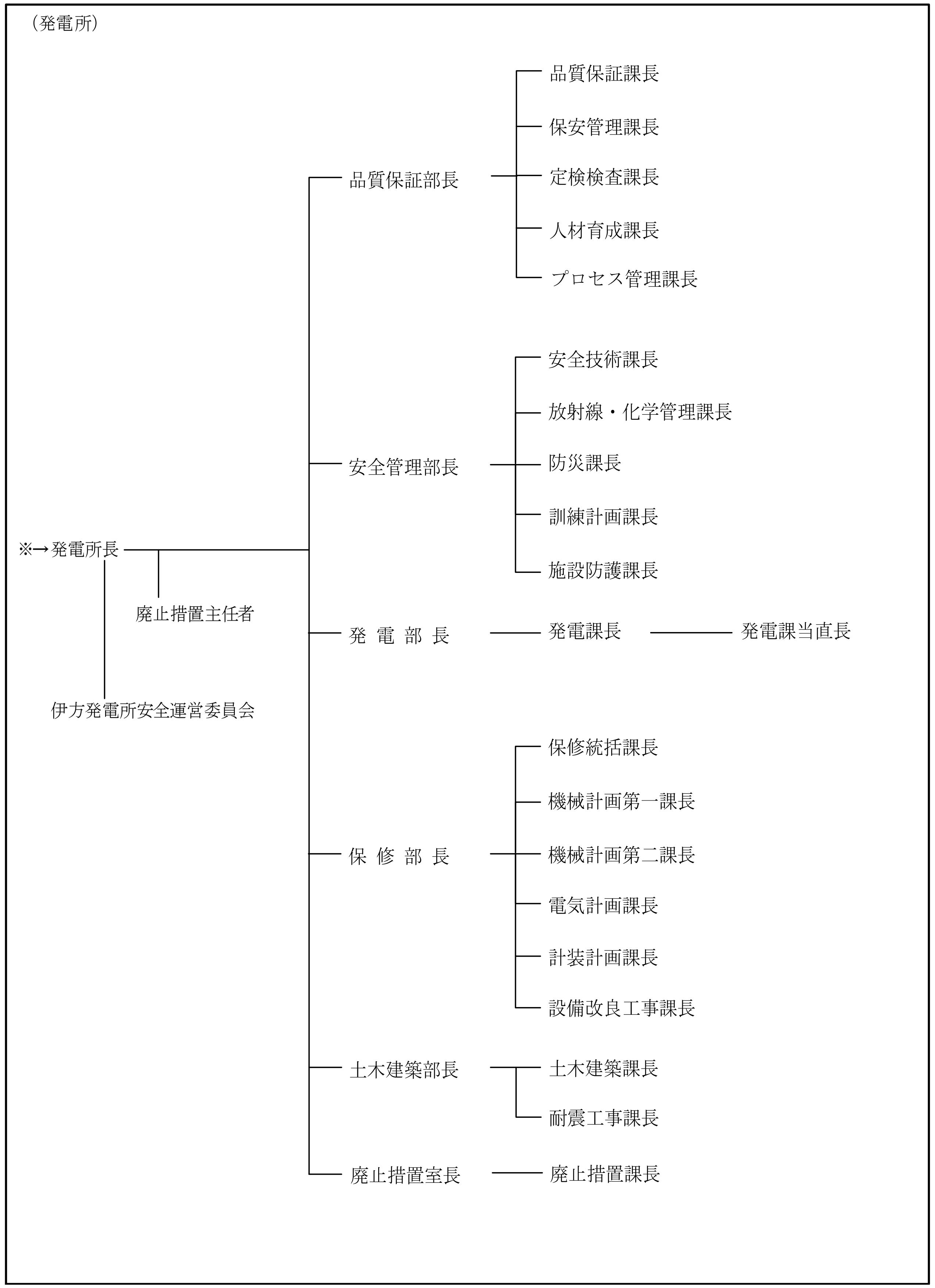 	【本文十一号】 ５．５　責任，権限及びコミュニケーション ５．５．１　責任及び権限 社長は，部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ，関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 ５．５．２　品質マネジメントシステム管理責任者 （１）社長は，品質マネジメントシステムを管理する責任者に，次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 ａ）プロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 ｂ）品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について，社長に報告すること。 ｃ）健全な安全文化を育成し，及び維持することにより，原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 ｄ）関係法令を遵守すること。 ５．５．３　管理者 （１）社長は，次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に，当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 ａ）個別業務のプロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 ｂ）要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 ｃ）個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 ｄ）健全な安全文化を育成し，及び維持すること。 ｅ）関係法令を遵守すること。 （２）管理者は，(1)の責任及び権限の範囲において，原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し，次に掲げる事項を確実に実施する。 ａ）品質目標を設定し，その目標の達成状況を確認するため，業務の実施状況を監視測定すること。 ｂ）要員が，原子力の安全に対する意識を向上し，かつ，原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 ｃ）原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を，関係する要員に確実に伝達すること。 ｄ）常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに，要員が，積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 ｅ）要員が，積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 （３）管理者は，管理監督する業務に関する自己評価を，あらかじめ定められた間隔で行う。 ５．５．４　組織の内部の情報の伝達 （１）社長は，組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに，品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 【添付書類五】 １．設計及び運転等のための組織 （中略）原子力関係組織図は，第１図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。 （中略） 運転及び保守のための組織は，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第１項の規定に基づく伊方発電所原子炉施設保安規定（以下，「保安規定」という。）で明確にしており，この組織において本変更に係る業務を実施する。	・本文十一号（5.5 責任，権限及びコミュニケーション）において，組織の責任と権限を明確化する旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 ・添付書類五（1.設計及び運転等のための組織）に申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが、整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（１号炉）	設置許可との整合性説明
	【添付書類八】 16.2　保安管理体制 　発電所の保安管理体制は，所長，原子炉主任技術者，品質保証グループ，人材育成グループ，総務グループ，施設防護グループ，安全技術グループ，発電グループ，保修グループ，機械改良工事グループ及び電気改良工事グループをもって構成する。 　さらに，発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため，伊方発電所安全運営委員会を設ける。	・添付書類八（16.2 保安管理体制）に、申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが、整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（１号炉）	設置許可との整合性説明
（保安に関する職務） 第205条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 2　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 3　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 4　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 5　発電管理部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。 6　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。 7　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 8　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 9　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　プロセス管理課長は，原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，放射線・化学管理課長，防災課長，訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下，「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く），大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く），燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務を行う。 20　防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	【本文十一号】 ５．５　責任，権限及びコミュニケーション ５．５．１　責任及び権限 社長は，部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ，関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 ５．５．２　品質マネジメントシステム管理責任者 （１）社長は，品質マネジメントシステムを管理する責任者に，次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 ａ）プロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 ｂ）品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について，社長に報告すること。 ｃ）健全な安全文化を育成し，及び維持することにより，原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 ｄ）関係法令を遵守すること。 ５．５．３　管理者 （１）社長は，次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に，当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 ａ）個別業務のプロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 ｂ）要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 ｃ）個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 ｄ）健全な安全文化を育成し，及び維持すること。 ｅ）関係法令を遵守すること。 （２）管理者は，(1)の責任及び権限の範囲において，原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し，次に掲げる事項を確実に実施する。 ａ）品質目標を設定し，その目標の達成状況を確認するため，業務の実施状況を監視測定すること。 ｂ）要員が，原子力の安全に対する意識を向上し，かつ，原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 ｃ）原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を，関係する要員に確実に伝達すること。 ｄ）常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに，要員が，積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 ｅ）要員が，積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 （３）管理者は，管理監督する業務に関する自己評価を，あらかじめ定められた間隔で行う。 ５．５．４　組織の内部の情報の伝達 （１）社長は，組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに，品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 ８．２．４　機器等の検査等 （中略） （５）組織は，保安活動の重要度に応じて，使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により，使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（１号炉）	設置許可との整合性説明
21 訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち，教育および訓練の管理に関する業務を行う。 22 施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。 23 発電部長は，発電課長の所管する業務を統括する。 24 発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 25 当直長は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り１号炉および２号炉の当直長をいう。 26 保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 27 保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務を行う。 28 機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 29 機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 30 電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 31 計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 32 設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 33 土木建築部長は，土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 34 土木建築課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 35 耐震工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。 36 廃止措置室長は，廃止措置課長の所管する業務を統括する。また，発電所における廃止措置に関する業務を総括する。 37 廃止措置課長は，廃止措置管理に関する業務を行う。 38 各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，廃止措置工事※1に関する業務，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。 39 各課長は，検査の独立性を確保するために必要な場合は，本条の職務に加え，当該検査に関する業務を実施する。	（６）組織は，保安活動の重要度に応じて，自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により，自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 【添付書類五】 １．設計及び運転等のための組織 （中略）原子力関係組織図は，第１図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。 （中略） 運転及び保守のための組織は,「核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第１項の規定に基づく伊方発電所原子炉施設保安規定（以下,「保安規定」という。）で明確にしており，この組織において本変更に係る業務を実施する。 【添付書類八】 16.2 保安管理体制 発電所の保安管理体制は，所長，原子炉主任技術者，品質保証グループ，人材育成グループ，総務グループ，施設防護グループ，安全技術グループ，発電グループ，保修グループ，機械改良工事グループ及び電気改良工事グループをもって構成する。 さらに，発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため，伊方発電所安全運営委員会を設ける。	・添付書類五（1. 組織）において，「保安規定等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。」と記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 ・添付書類八（16.2 保安管理体制）に、申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが、整合している。